

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年1月31日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 社会教育課の平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 2. 監査期間 平成29年11月6日から平成29年11月29日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
<p>1. ふるさと歴史センターの観覧料について、日計簿から現金引継整理簿への転記及び口座への引継に一部停滞が見られるため、現金取扱要領等に基づき定期的に入金するなど、適切な現金取り扱いに努めること。</p>	<p>1. 新庄市財務規則第38条に基づき、現金取扱員は、現金を受領したときは、すみやかに関係書類を添付のうえ、出納員に引き継ぎ、適切な現金の取り扱いに努めるよう、改善を図りました。</p>